

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

利休七則 「接客は利休に学べ」WAVE
 出版、接客維新代表小早川護著。
 茶の世界では、真・行・草という45度、30度、
 15度の三つのお辞儀がありますが、平伏はしませ
 ません。利休七則①茶は服の良きように点て～客の
 体調や好みを考えて。②炭は湯の沸くように置き
 ～客をよく観察して対応。③花は野にあるように
 ～自然な接客を。④夏は涼しく冬暖かく～それと
 なく季節感を。⑤刻限は早めに。⑥降らずとも雨の
 用意～常に不測の事態の備えを。⑦相客に心せよ
 ～周囲の客にも。これらの基本が全て整えば、
 最高の接客になるでしょう。「何にても道具扱うた
 びごとに 取る手は軽く置く手重かれ」「何にても
 置き付け帰る手離れは 恋しき人に別れると知れ」

ヒント

税務 ミニガイド

平成29年度税制改正において、土地
 の売買による所有権の移転登記、住宅
 用家屋の所有権の保存登記と移転登記、
 住宅取得資金の貸付等に係る抵当権の
 設定登記にかかる登録免許税の税率軽
 減措置について、平成29年3月31日ま
 でとされていた適用期限が、それぞれ
 延長されました。



天橋立(京都)

小川秀一/オアシス

配偶者控除・配偶者特別控除 の改正

□税制改正

平成29年度税制改正で、所得税、住民税の配偶者控除、配偶者特別控除が大幅に改正されました。改正後の規定は、平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の住民税について適用されます。

なお、扶養控除については、改正は行われていません。

□控除対象配偶者

配偶者控除の対象となる控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（本人の配偶者で、その生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者）のうち、本人の合計所得金額が1千万円以下の人の配偶者をいうこととされました。

平成29年分までは、本人の所得要件はありませんでしたが、本人の所得要件（合計所得金額が1千万円以下）が追加されることになりました。

□配偶者控除額

平成29年分までの配偶者控除額は、一律に38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円）でしたが、本人の合計所得金額に応じて、次のとおり配偶者控除額が異なることになりました。

- ① 本人の合計所得金額が900万円以下：控除額38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円）
- ② 本人の合計所得金額が900万円超950万円以下：控除額26万円（老人控除対象配偶者の場合は32万円）
- ③ 本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下：控除額13万円（老人控除対象配偶者の場合は16万円）

なお、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上をいいます。

□配偶者特別控除

平成29年分までは、本人の合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者（合計所



○船の大きさは「トン」で表される。

このトン、重量の単位の「トン」とは別物。酒樽を叩いた時のトンという音に由来する。15世紀ごろ、フランスのワインをイギリスに運ぶ船の大きさを、積める樽の数で表したそうです。現在、タンカーなどの貨物船は、最大積載重量の「重量トン」を、貨客船では「総トン」を、積荷をしない軍艦などは「排水トン」が使用されます。



得金額が76万円未満であるものに限る）で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、配偶者特別控除の適用が受けられましたが、配偶者の合計所得金額が123万円以下まで対象範囲が拡大されました。

□配偶者特別控除額

平成29年分までは、配偶者特別控除額は、配偶者の合計所得金額に応じて、38万円から3万円までの金額が定められていましたが、本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて、次のとおりとなりました。

- ① 本人の合計所得金額が900万円以下：配偶者の合計所得金額に応じて、38万円から3万円までの金額
- ② 本人の合計所得金額が900万円超950万円以下：配偶者の合計所得金額に応じて26万円から2万円までの金額
- ③ 本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下：配偶者の合計所得金額に応じて13万円から1万円までの金額

□住民税の配偶者控除等

住民税の配偶者控除、配偶者特別控除についても、所得税と同様の考え方によって改正されました。

所得税等の確定申告書 提出後の留意点

ケース別対処方法等を整理してみます。

(1)税額を少なく申告してしまったケース

いわゆる「修正申告」をすることになります。この申告はいつでもできます。正しく計算し直した税額等を修正申告書に記載して、追加で支払うべき税額を修正申告と同時に納付することとなります。ただし、加算税や法定納期限の翌日から実際に納付する日までの延滞税が課されることとなります。また、住民税の追加納付も後日通知により行います。

(2)税額を多く申告してしまったケース

いわゆる「更正の請求」を行うこととなります。原則的な更正の請求ができるのは、法定申告期限から5年以内で、その内容に妥当性があれば、納付し過ぎの税金を場合によっては還付加算金と共に還付してくれます。

(3)申告を行い忘れていたケース

いわゆる「期限後申告」を行うこととなります。この申告はいつでもできますが、申告時に納付すべき税額を同時に納付しなければなりません。追っかけ無申告加算税、延滞税、さらには住民税も追加納付することとなります。

(4)納税のための準備

振替納付の方は口座残高の確認を。また、住民税の普通徴収は、年4回に分けて納付します。

(5)還付金ハガキ

還付金がある場合には、税務署から送付される明細ハガキの記載内容を確認し、還付加算金があれば、次回、雑所得として申告する必要があります。

(6)予定納税

予定納税基準額が15万円以上であれば、その3分の1相当額を第1期分7月31日、第2期分11月30日として準備します。但し、7月18日までに税務署に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

(7)帳簿等の保存

帳簿や決算書類関係は7年間保存してください。

ナマの税務相談室

Q 知人の会社のことで相談を受けました。その会社は同族会社です。実はその会社乙の元役員甲が会社から3千万円の借入をしていたのですが、甲が死亡したとき、取締役会が開かれ、結局その貸付金は全額免除するという決議がなされました。

甲の相続人から詳しいことは聞いていませんが、この場合、どのような税務問題があるのか、お聞きたくて参りました。

A それは大変ご苦労様ですね。その会社の実務処理について詳しいことは把握されていないという前提で考えられることを申し上げたいと思います。

まず、その債務免除が甲さんに対する退職手当金の支給としてなされたものか否かですね。それについては如何ですか？

Q 成程。会社の処理に関して詳しいことは認識していませんが、例えば実質的に退

相続開始後の被相続人の債務の免除

職手当金としての処理だと、どのようになりますか。

A その場合、債務免除益に相当する金額は、退職手当金ですので、みな

し相続財産として相続の課税対象となります。この場合は所得税の問題はありません。

また、甲は相続開始の時、乙会社に借入金債務がありますから、相続税の課税価格の計算上は債務控除の対象となります。

Q 分かりました。では、債務免除金が甲に対する死亡退職手当金の支給でないとしたら、如何なる税務関係が生じますか。

A その場合は相続により甲の債務を承継した相続人がその債務が免除されたわけですから、その相続人にとって一時所得の収入となります。但し、債務の免除を受けた相続人が乙会社の役員に該当すれば一時所得ではなく、給与所得になります。いわゆる認定賞与といわれるものです。

一口馬主という 競馬への投資

競馬、と言ったら、馬券購入による所得が一時所得になるのか、雑所得になるのかの裁判の話題が多く採り上げられているところですが、同じ競馬への投資でも、馬券を購入するという投資ではなく、競走馬の馬主になる、という投資もあります。

いわゆる一口馬主として、数万円を出資して出資比率に応じた経済的負担を負いながら、その出資した競走馬の獲得した賞金に応じて分配を受けるというものです。

競馬では8着以内に入れば賞金を獲得でき、その賞金の10%が調教師に、騎乗した騎手と厩務員に5%ずつ配分され、残りの80%が馬主の収入となります。同じ競馬界

での馬券売上からの利益の分配ではありますが、こちらは一時所得にはなりません。一口馬主の出資は匿名組合契約による出資なので、分配される利益については雑所得として課税されます。

一口馬主は、匿名組合契約で愛馬会法人に出資し、その出資を基に愛馬会法人は、競走馬を取得した上でそれをクラブ法人に匿名組合契約で現物出資します。クラブ法人は馬主として競走馬をレースに出走させ、賞金獲得を目指します。

賞金は、JRA(日本中央競馬会)からクラブ法人に支払われるとき、(賞金-50万円)×10.21%の源泉徴収がなされ、次に愛馬会法人に利益

分配されるとき、20.42%の源泉徴収がなされ、さらに一口馬主に利益分配されるとき、20.42%の源泉徴収がなされます。

この制度は、匿名組合というパスルー事業体を用いた投資スキームとはなっていますが、もともと節税目的で作った仕組みというわけではありません。一口馬主には馬主としての資格がありません。競馬の世界では、馬主登録が重要で、その名義貸し行為には厳しい処分があります。このハードルをクリアするための処方が、金融庁と農林水産省による商品投資販売業者の許可を受けた団体による匿名組合方式だった、という歴史的経緯があります。

パスルーどころか、3重課税の制度で、配当控除のような課税軽減措置もなく、投資損失年の方が多いというのが実態のようです。

7月。今年も充実の半年が過ぎました。季節は夏へ。土用の丑の日。江戸期、平賀源内の機略で鰻を食べるようになりましたが、そもそも土用とは、立春、立夏、立秋、立冬より前の18日間をいいます。丑の日は12周期でやってくるので、今年の夏の土用の丑の日は7月25日と8月6日です。「土用鰻店ちゅう水を流しをり 青畝」
7日小暑、23日大暑。



簡単に見えるのはいい。でも作るほうが簡単に済ませてしまったりは良くないですよ。

(俳優・演出家 野田秀樹)

7月の税務メモ

(国税)

- 6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

10日
18日
31日
〃
〃

(地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。